

静岡県告示第700号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

1の表一般財団法人静岡県交通安全協会下田地区支部の項売りさばき所の位置の欄中「賀茂郡松崎町江奈170番地の1」を「賀茂郡松崎町峰輪440番地の9」に改める。

2の表株式会社清水銀行の部中富士川支店の項を削り、蒲原支店の項の前に次のように加える。

富士宮支店	富士宮市中央町1番17号
-------	--------------

2の表株式会社清水銀行の部由比支店の項所在地の欄中「静岡市清水区由比町屋原109番地」を「静岡市清水区由比町屋原175番地の1」に改め、同部中高橋支店の項及び大岩支店の項を削る。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（以下「改正後の告示」という。）1の表一般財団法人静岡県交通安全協会下田地区支部の項の規定

平成29年8月24日

(2) 改正後の告示2の表株式会社清水銀行の部富士宮支店の項の規定

平成22年5月12日

(3) 改正後の告示2の表株式会社清水銀行の部由比支店の項の規定

平成29年3月13日